弘前市通所型サービスＣ事業に関する基準を定める要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、弘前市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成２８年弘前市告示第４９５号）第４条第３項の規定に基づき、通所型サービスＣ事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（実施内容、目的）

第２条　事業の実施内容は、運動器の機能向上プログラムとする。

２　前項のプログラムは、要介護状態になるおそれのある者に対し、ストレッチ、筋力向上運動、機能的運動等を提供することによって、運動器の機能向上及び心身機能の維持向上を図ることを目的とする。

（事業者等）

第３条　事業は、弘前市介護予防・日常生活支援総合事業にかかる指定事業者の指定等に関する要綱（平成２８年弘前市告示第４９６号）第３条及び第４条の規定に基づき指定事業者の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）又は整骨院若しくは接骨院等（以下「施術所」という。）を運営する者で、あらかじめ市長から委託を受けた者（以下「事業者等」という。）が実施する。

（事業実施の流れ、従事者）

第４条　事業は、以下の流れに沿って実施する。

イ　事前アセスメント（１コース目終了後から１か月以内に２コース目を実施する場合は、省略することができる。）

　ロ　実施計画の作成・説明

ハ　運動の実施（毎回の健康チェック、記録含む）

ニ　日常生活上の運動に関する相談

ホ　事後アセスメント

２　事業の実施に当たっては「弘前市通所型サービスＣ事業マニュアル」に基づく。

３　指定事業者における事業の従事者は、医師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又は経験ある介護職員等とする。

４　施術所における事業の従事者は、柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師とする。

（事業の実施）

第５条　事業の実施回数は１人当たり週１回、合計１２回１コースを基本とする。ただし、終了予定日に参加できず事後アセスメントを行わなかった場合は、１４週間（９８日間）満了までの間に事後アセスメントのための１回を実施する。

２　事業者等の休業日や利用者等の都合によって週１回の実施が確保できない場合は、市と事業者等との間で代替手段等について協議する。

３　１コースを実施した後、更にコースの実施が必要であると判断された場合は、当該年度内に再度１コースの実施を受けることができる。

（利用定員等）

第６条　指定事業者は、介護保険法による指定通所介護（通所介護相当サービスを含む。）の利用者又は指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーションを含む。）の利用者と、生きがい型デイサービス及び事業の利用者を合算した人数が、当該事業者等の利用人員の枠内となるように調整しなければならない。

（報告）

第７条　事業者等は利用者ごとに結果判定等を含んだ報告書を作成し、実施期間終了後速やかに当該利用者の日常生活圏域の地域包括支援センター（以下「センター」という。）に提出するものとする。

２　事業者等は、利用者が事業の対象者でなくなったときは、速やかにセンターに報告書を提出するものとする。

３　前２項の報告書の様式は、それぞれ別途定めるものとする。

（費用等）

第８条　入浴サービス、給食サービス等の実費分については事業者等が定める額とし、利用者がこれを直接事業者等に支払うものとする。

（準用）

第９条　弘前市介護予防・日常生活支援総合事業にかかる指定事業者の指定等に関する要綱第９条から第14条までの規定は、この要綱において準用する。

（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、この事業について必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　第３条第１項の規定による委託に係る準備行為については、この要綱の施行前においても、行うことができる。

附　則

　この要綱は、平成３０年６月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。